# (一財) ふくしま建築住宅センター 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金 令和5年4月1日

### ●建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

## ( )は税込価格

用途区分 ※1	床面積 ※2	建築確認との併願申請の場合		単独申請の場合		
		モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	
	300㎡未満	80,000円	210,000円	90,000円	230,000円	
		(88,000円)	(231,000円)	(99,000円)	(253,000円)	
	300㎡以上~500㎡未満	90,000円	230,000円	100,000円	260,000円	
		(99,000円)	(253,000円)	(110,000円)	(286,000円)	
	500㎡以上~1,000㎡未満	110,000円	260,000円	120,000円	290,000円	
	1 0 0 0 2 1 1 1 0 0 0 0 2 1 1 1 1	(121,000円)	(286,000円)	(132,000円)	(319,000円)	
I類	1,000㎡以上~2,000㎡未満	140,000円	300,000円	150,000円	330,000円	
	2.000 2111   5.000 2+11	(154,000円)	(330,000円)	(165,000円)	(363,000円)	
ホテル 病院	2,000㎡以上~5,000㎡未満	210,000円	430,000円	240,000円	480,000円	
集会所等	5.000 -21 N 1	(231,000円)	(473,000円)	(264,000円)	(528,000円)	
	5,000㎡以上~10,000㎡未満	280,000円 (308,000円)	530,000円	310,000円	590,000円	
	10.000211   25.0002+1#	340,000円	(583,000円) 620,000円	(341,000円)	(649,000円)	
	10,000㎡以上~25,000㎡未満	(374,000円)	(682,000円)	380,000円	700,000円	
		400,000円	710,000円	(418,000円)	(770,000円)	
	25,000m以上~50,000m未満 	(440,000円)	l I	440,000円	790,000円	
	50,000㎡以上	(440,000円)	(781,000円)	(484,000円)	(869,000円)	
	300㎡未満	別途、見積りによる。 60,000円 130,000円 70,000円 150,000円				
	300	(66,000円)	(143,000円)	(77,000円)	(165,000円)	
	  300㎡以上~500㎡未満	70,000円	150,000円	80,000円	170,000円	
	300   成工 <sup>で</sup> 300   未満 	(77,000円)	(165,000円)	(88,000円)	(187,000円)	
	  500㎡以上~1,000㎡未満	80,000円	170,000円	90,000円	180,000円	
	500   以上	(88,000円)	(187,000円)	(99,000円)	(198,000円)	
TT 华玉	  1,000㎡以上~2,000㎡未満	100,000円	210,000円	120,000円	230,000円	
Ⅱ類	1,000	(110,000円)	(231,000円)	(132,000円)	(253,000円)	
事務所	  2,000㎡以上~5,000㎡未満	150,000円	300,000円	170,000円	330,000円	
学校 飲食店 等	2,000	(165,000円)	(330,000円)	(187,000円)	(363,000円)	
以及心 守	  5,000㎡以上~10,000㎡未満	200,000円	370,000円	220,000円	410,000円	
	5,000	(220,000円)	(407,000円)	(242,000円)	(451,000円)	
	 10,000㎡以上~25,000㎡未満	240,000円	440,000円	270,000円	490,000円	
	23,0001115/1	(264,000円)	(484,000円)	(297,000円)	(539,000円)	
	25,000㎡以上~50,000㎡未満	280,000円	500,000円	310,000円	560,000円	
		(308,000円)	(550,000円)	(341,000円)	(616,000円)	
	50,000㎡以上	(===,===,==,	別途、見積りによる。			
	300㎡未満	30,000円	30,000円 70,000円 40,000円 80,000円			
Ⅲ類 工場 倉庫 等		(33,000円)	(77,000円)	(44,000円)	(88,000円)	
	300㎡以上~500㎡未満	40,000円	80,000円	50,000円	90,000円	
		(44,000円)	(88,000円)	(55,000円)	(99,000円)	
	500㎡以上~1,000㎡未満	50,000円	90,000円	60,000円	100,000円	
		(55,000円)	(99,000円)	(66,000円)	(110,000円)	
	1,000㎡以上~2,000㎡未満	60,000円	110,000円	70,000円	120,000円	
		(66,000円)	(121,000円)	(77,000円)	(132,000円)	
	2,000㎡以上~5,000㎡未満	80,000円	150,000円	90,000円	170,000円	
		(88,000円)	(165,000円)	(99,000円)	(187,000円)	
	5,000㎡以上~10,000㎡未満	100,000円	190,000円	110,000円	200,000円	
		(110,000円)	(209,000円)	(121,000円)	(220,000円)	
	10,000㎡以上~25,000㎡未満	120,000円	220,000円	140,000円	250,000円	
		(132,000円)	(242,000円)	(154,000円)	(275,000円)	
	25,000㎡以上~50,000㎡未満	140,000円	l I	160,000円	280,000円	
		(154,000円)	(275,000円)	(176,000円)	(308,000円)	
	50,000m以上 分の I 類、II類、II類の適用 3ペー	-ジ目の表をご覧くださし	別途、見積り	りによる。		

<sup>※1</sup> 用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の適用 3ページ目の表をご覧ください。

<sup>※2</sup> 床面積は非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計(判定対象である外気開放部分を含む。)です。

- ※3 用途区分が複数となる建築物の料金は、建築物の用途区分毎の床面積で当該料金を算出し、これらの合計額(複数用途集計)と、 建築物全体の床面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額とを比較し、低い額とします。
- ※4 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際に、その対象となる室がない場合は、Ⅲ類の300㎡未満のものとします。
- ※5 増改築で既存部分のBEI値にデフォルト値を使用した場合、既存部分の床面積を除いた床面積で料金を算出できます。 デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積で料金を算出します。
- ※6 計画変更、又は軽微変更該当証明の料金は、計画変更時又は軽微変更該当証明申請時の面積に応じて表の「単独申請の場合」から 算出される料金の1/2の額とします。ただし、次の場合は1/2の額とはしません。
  - ① 建築基準法の用途の変更、モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更(モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等)など、「計画の根本的な変更」の場合
  - ② 直前の判定を当センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
  - ③ ※4が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合
- ●適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、<u>5,000円(税込み5,500円)とします。</u>

次ページに、用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表を掲載しています。

#### ●用途区分 「類

●用途区分 I 類				
用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途			
08140	図書館その他これに類するもの			
08150	博物館その他これに類するもの			
08152	美術館その他これらに類するもの			
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する もの			
08190	助産所			
08192				
08210	児童福祉施設(前二項、保育所及びII類に掲げるものを除く。)			
08230	公衆浴場(個室付き浴場業に係る公衆浴場を除 く。)			
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)			
08260	病院			
08370 08380	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館又はスポーツ練習場			
08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するも の、カラオケボックスその他これに類するもの			
08400	ホテル、旅館			
08180	映画スタジオ、テレビスタンド			
08530	劇場、映画館、演芸場、観覧場			
08560				
08550	公会堂、集会場、展示場			
08560				
08590	2 - 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、 のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴す る客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心 をそそる写真その他の物品の販売を目的とする 店舗その他これらに類する施設			

#### ●用途区分 Ⅲ類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋
08320	建築基準法施行令第130条の4第5項に基づき 国土交通大臣が指定する施設
08340	工場(自動車修理工場を除く。)
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08420	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場
08430	
08490	自動車車庫、自転車駐車場
08500	
08510	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫
08520	
08610	卸売市場
08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他 の処理施設
08630	農作物の生産、集荷、処置又は貯蔵するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの

●用途区分 I類、II類、II類の表にない用途の場合はご相談ください。

#### ●用途区分 Ⅱ類

●用途区分 Ⅱ類				
用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途			
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの			
08070	幼稚園			
	小学校、義務教育学校			
08082				
	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校			
08100				
08110	大学、高等専門学校			
08120	専修学校			
08130	各種学校、幼保連携型認定こども園			
08132				
08180	保育所その他これに類するもの			
08220	児童福祉施設(入所する者の寝室がないものに限る)			
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)			
08270	巡査派出所			
08280	公衆電話所			
	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施 設(郵便局)			
08300	地方公共団体の支庁又は支所			
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの			
08410	自動車教習所			
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗			
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真そ			
	の他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)			
08450	飲食店(次項に掲げるもの、及び※1を除く。)			
08452	食堂、喫茶店			
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 詳服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場			
	の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3を除く。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設			
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む 店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗			
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるも のを除く。)			
08470	事務所			
	料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー			
08580				
08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店			
	旧 家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3に限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2)			
144	3.バチの国辺の地域で生産された農産物を材料とする			

- ※1:田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする 料理の提供を主たる目的とするもの。
- ※2:原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロ ワット以下のものに限る。
- ※3:田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。